

社会保険の相談センター

事務所案内

ご挨拶

事務所の所在地は蓮田市の江ヶ崎にあります。
日本年金機構で社会保険の担当をしてました。
今年の8月に、社会保険の相談センターを開設して
社会保険のサポートの業務を行っております。

日本年金機構での社会保険の事務経験がございますので、社会保険の各種手続きのほか、
新規適用届や社会保障協定などの手続きも行っております。
社会保険の手続きのサポートさせていただきますので、お気軽にご相談ください。

他にも労働保険と雇用保険も取り扱っております。
年金の手続きのサポートもさせていただきます。
この先の賞与の季節に入りますので、お忙しい時期にはいると思っておりますので、サポートをさせていただきますと考えております。

産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）の
助成金の資料も無料でホームページで配布します。

ご不明点や、ご興味ございましたら、気軽にご
連絡をよろしくお願い申し上げます。

HPを見て頂き感謝を申し上げます。よろしくお願い
申し上げます。

社会保険の相談センター

代表者氏名 榎本 啓太

住所〒349-0102 蓮田市大字江ヶ崎1964-89

電話 050-5369-1096

mail: syahonosoudan@syahonosoudan.com

HP: <http://www.syahonosoudan.com>

ブログ:<https://syahonosoudan.seesaa.net/>

産業雇用安定助成金 (事業再構築支援コース)

- 産業雇用安定助成金(事業再構築支援コース)

(1) 助成金の概要と助成金額

本助成金は、2023年度に新設されて新型コロナウイルスの影響などにより売り上げが落ちた企業が新分野展開、業務転換などのために雇用される社員の雇用を促進するために創設されました。

特筆すべき点は、厚労省の助成金史上初めて経済産業長の補助と連携した助成金ということです。

「事業再構築補助金」第12回公募期間：令和6年4月23日(火)～令和6年7月26日(金)の公募要領の「物価高騰対策・回復再生応援枠」と「最低賃金枠」で応募して採択された企業のみ、本助成金が支給されます。したがって助成金の知識だけでなく補助金についての知識がな本助成金の申請は難しいです。

本助成金は、「事業再構築補助金」の採択を受けた企業が事業の中核となる「コア人材」を採用すると、採用から6か月後に140万円の助成金を支給します。

「コア人材」1名につき280万円、5名までで補助金が支給されます。

産業雇用安定助成金 (事業再構築支援コース)

つまり、一企業で最大280万円×5名＝1400万円の助成金を受給できます。採用系助成金としては、高額助成金となります。

なお、本助成金での「コア人材」の定義は、新たに始める事業での実績や勤務経験があり、年収350万円以上の方を指します。

	申請時期	助成金額
第一期申請	採用から6か月後	140万円
第2期申請	採用から12か月後	140万円
1名につき	合計	280万円

産業雇用安定助成金 (事業再構築支援コース)

(2) 対象従業員

「事業再構築補助金」の交付決定を受けた新たな事業への進出などの事業再構築に関係する業務の中心となるコア人材に該当する人材が対象となり、次の条件に該当することが必要になります。

次の①または②のいずれかに該当し、1年間に350万円以上の賃金が支払われる「期間の定めがない社員」となります。パートタイマーは「コア人材」の対象にありません。

なお賃金には、時間外手当や休日手当は含まれません。毎月定額で支払われる基本給、役職手当などに限定されます。

産業雇用安定助成金 (事業再構築支援コース)

②の部下の身分は正社員となります。
パートタイマーやアルバイトは部下と認定
されないので注意してください。

- | | |
|---|---|
| ① | 専門的な知識や技術が必要となる企画、立案、指導（教育訓練等）の業務に従事する「期間の定めがない社員」 |
| ② | 部下を指揮する監督する業務に従事する者であって、係長相当職以上で指揮監督する部下がいる「期間の定めがない社員」 |

3) 対象従業員の主な条件

本助成金は、助成金額が高額なこともあり
条件が厳しいです。主な条件としては、以
下の4つが重要なポイントとなります。

- ① 令和5年4月1日以降に中小企業庁の実施する「事業再構築補助金」の公募要領の「物価高騰対策・回復再生応援枠」と「最低賃金枠」に応募して、採用を受けること

産業雇用安定助成金 (事業再構築支援コース)

- ②事業計画に記載する「実施体制」の中に人材確保に関する以下の事項が明記されていること
- イ 採用予定者の配置部署・役職名、部下の有無
 - ロ 採用予定者が従事する業務の内容(事業再構築との関連性を含む)、職種
 - ハ 採用予定者の求める資格、スキル、経験など

※事業再構築補助金の計画変更により人材確保に関する事項を記載して承認を受けた場合は当該承認日の翌日以降の雇い入れが可能となります。

産業雇用安定助成金 (事業再構築支援コース)

4) 提案のポイントは、以下の通りです。

①「事業再構築補助金」の内容を把握しておくこと

「事業再構築補助金」の目的は、新市場進出(新分野展開、業務転換)、事業、業種転換、事業再編、国内回帰またはこれらの取り組みを通じた規模の拡大など、大胆な事業再構築に積極的な中小企業の挑戦を支援することです。「事業再構築補助金」には「成長枠」「グリーン成長枠」、「卒業促進枠」「大規模賃金引上げ促進枠」、「産業構造転換枠」

産業雇用安定助成金 (事業再構築支援コース)

「サプライチェーン強靱化枠」、「最低賃金枠」および「物価高騰対策、回復再生応援枠」の8つの事業類型があります。

注意する点としては、本助成金の対象になるのは、「事業再構築補助金」とおよび「物価高騰対策回復再生応援」と「最低賃金枠」で応募をした企業のみになります。事業再構築補助金ならずすべてが本助成金ということではありません。したがって、本補助金申請の段階から本補助を申請するためにどの枠で応募したらよいかアドバイスさせていただきます。

②社労士の知識で補助金が採択されるように支援します。

「事業再構築補助金」の申請では、社労士が熟知している「最低賃金」や「一般事業主行動計画」の知識が役立ちます。補助金が採択されるように、有効なアドバイス

産業雇用安定助成金 (事業再構築支援コース)

させていただきます。

(5) 申請のポイント

「事業再構築」の採択の結果がでるのは、実際の補助金の支給申請が開始されるのは、半年後以降となります。

補助金は、計画書がないので、いきなり支給申請となります。

第一期支給対象期の支給申請は、助成金対象期間を通じて支給要件を満たすことを前提としています。したがって、第一期支給対象期の支給決定後に助成金対象期間に支払われた賃金額が350万円に満たない場合など、支給要件を満たさない

産業雇用安定助成金 (事業再構築支援コース)

ことが判明した場合は、すでに支給された補助金を返還することになります。

ただし、「コア人材」が病気などのために欠勤日が10日以上ある場合は、支払われた賃金額が350万円未満であっても欠勤日のある月を除いて支給額を算定のうえ、支給されることがあります。

また、支給決定までの間に「コア人材」が離職した場合は、原則支給となります。

第一期支給対象期の支給決定後に「コア人材」が離職した場合、すでに支給された助成金は返還する必要となります。

ただし、「コア人材」の責めに期すべき理由による解雇、「コア人材」の死亡、天災その他やむを得ない理由による解雇のいずれ

産業雇用安定助成金 (事業再構築支援コース)

かの理由に支給対象期の途中で会社が「コア人材」を雇用しなくなった場合は、当該日の前月までの期間について月割で支給されます。

支給申請の流れで、押さえておく用語は以下の3つです。

産業雇用安定助成金 (事業再構築支援コース)

支給対象期	助成金は、支給対象期ごとに2回にわけて支給します。支給対象期は、起算日から6か月間ごとに区切った期間です。起算日は、雇用した日の直後の賃金締切日の翌日になります。(ただし、賃金締きり日に雇用した場合は、雇用した日の翌日、賃金締め切りの日の翌日に雇用した場合は、雇用した日になります。) 例) 賃金締切日が20日の会社の場合は、21日が起算日になります。21日に雇用した場合は、21日が起算日になります。
支給申請期間	支給申請期間は、各支給対象の末日の翌日から「2か月以内」です。
助成対象期間	第1期と第2期の支給対象期を合わせて助成対象期間といいます。

産業雇用安定助成金 (事業再構築支援コース)

時系列の流れは以下の通りです。

助成対象期間は1年間、起算日から6か月後から2か月間で第一期支給申請期間となります。その後半年後に第二期申請期間が2か月間で行います。

支給対象期は合わせて一年間です。

ご不明点やご興味がありましたら、
気軽に当事務所にご連絡よろしく
お願い申し上げます。